

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

イギリス・カナダの私的年金における確定給付型及び確定拠出型

共通の限度額の設定・管理方法等についての調査研究

令和2年度 総括・分担研究報告書

第IV部（参考資料）

社会保障審議会企業年金・個人年金部会報告状況

研究代表者 清水信広

令和3(2021)年5月31日

目次

1. 企業年金・個人年金部会 2020年11月20日会合（カナダ関係） 1
2. 企業年金・個人年金部会 2020年12月23日会合（イギリス関係） 14

1. 企業年金・個人年金部会 2020年11月20日会合（カナダ関係）

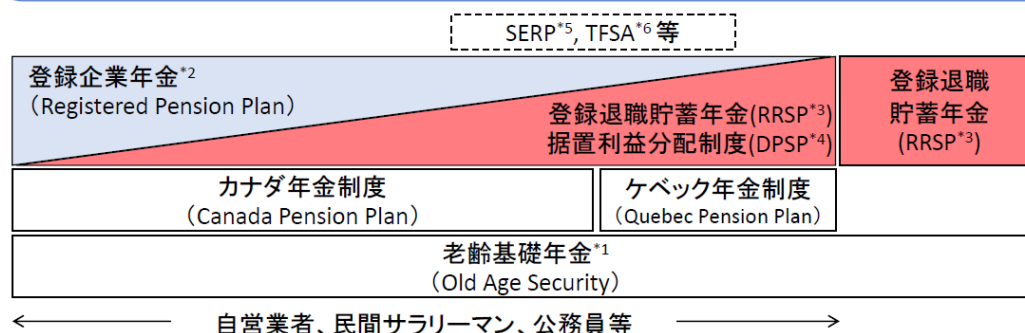
藤澤でございます。

資料3を御覧ください。「カナダの企業年金・個人年金」ということで、1990年頃にDB・DC共通の限度額の仕組みが導入されたのですが、その仕組みの概要や背景について説明させていただきます。

2ページを御覧ください。カナダの年金制度の体系です。カナダの人口は約3600万人です。カナダの年金制度は、日本と同じ3階建ての制度となっております。1階部分、老齢基礎年金ですが、これは連邦政府が運営する税方式で定額の年金制度です。2階部分、ケベック州とケベック州以外のカナダで2つの公的年金があります。カナダ年金制度、ケベック年金制度は、社会保険料方式で所得比例の年金制度となっております。

カナダの年金制度の体系

- カナダの人口は約3,600万人。内、15-64歳人口は約2,300万人。（2016年の国勢調査）
- カナダの年金制度は3階建て制度。
- 老齢基礎年金は連邦政府が運営する税方式で定額の年金制度。
- カナダ・ケベック年金制度は社会保険料方式で所得比例の年金制度。
- 第3の柱は、登録企業年金（日本のDBや企業型DCに相当）や登録退職貯蓄年金（日本の個人型DCに相当）等の私的年金。



*1 低所得の高齢者のための補足所得保障（GIS）等もある。受給者の所得が一定金額を超えると減額、停止されるクローバックが存在。

*2 確定給付年金、確定拠出年金、ハイブリッド型制度などが含まれる。DB加入者数は約430万人、DC加入者は約120万人（2019年、カナダ統計局）。非正規雇用者も登録企業年金に加入。EET型の税制。

*3 Registered Retirement Savings Plan の略。RRSPの加入者は約600万人（2018年、カナダ統計局）。EET型の税制。

*4 Deferred Profit Sharing Plan の略。事業主拠出は企業の利益に基づく。従業員拠出は認められていない。EET型の税制。

*5 Supplemental Executive Retirement Plan の略。高所得者向けの非適格年金で必ずしも事前積立を必要としない。

*6 Tax-Free Savings Accounts の略。2009年に導入された非課税貯蓄口座。TEE型の税制。

第3の柱、本日の説明の中心部分ですが、登録企業年金と呼ばれるものと登録退職貯蓄年金と言われるものがございます。登録企業年金が日本で言うところのDBや企業型DCに相当する部分、登録退職貯蓄年金、これはRRSPと呼ん

でありますが、これが日本の個人型 DC に相当する部分となっております。

コメ 1 のところを御覧ください。老齢基礎年金の補足ですが、低所得の高齢者のための GIS と呼ばれる補足所得保障という制度もございます。受給者の所得が一定金額を超えると年金額が減額、停止されるクローバックと言われる制度が存在し、高所得になると年金が全額ストップされることもございます。

コメ 2 のところ、登録企業年金に関する補足ですが、この中には DB、DC、ハイブリット型制度などが含まれております。DB の加入者数は約 430 万人、DC の加入者数は約 120 万人ということで、DB の加入者の方がかなり多くなっております。非正規雇用者も登録企業年金に加入するという点が日本と異なる点でございます。

コメ 3 のところ、RRSP は加入者数が約 600 万人ということで、全人口の 6 分の 1、15 歳から 64 歳人口で見ると 4 人に 1 人が RRSP、日本で言うところの iDeCo に加入しているということで、RRSP がかなり普及しているということが分かると思います。

3 ページを御覧ください。共通の拠出限度額が導入されるまでの沿革です。

共通の拠出限度額が導入されるまでの沿革

- 企業年金に関する州法(下表の太字)に先んじて1957年にRRSPが導入。
- 1987年から2階部分の保険料率を段階的に引き上げ、1989年にクローバックを導入。
- 1990年に所得税法を改正し、共通の拠出限度額を導入。

年	内容
1800年代後半	非公式な企業年金が存在
1887年	カナダで最初の年金法令であるPension Fund Societies Actが成立
1919年	Income War Tax Actを改正し、企業年金への従業員拠出が課税所得から控除可能に
1952年	老齢所得保障法 (Old Age Security Act) が成立 州政府が行っていた公的年金制度を引き継ぐ形で 老齢基礎年金が導入 される
1957年	主に自営業者向けの制度として、 RRSPの導入
1965年	オンタリオ州で Pension Benefits Act が成立 (カナダで最初の企業年金に関する州法)
1966年	ケベック州で Supplemental Pension Plans Act が成立
1966年	カナダ年金制度とケベック年金制度が誕生
1967年	アルバータ州で Employment Pension Plans Act が成立
1977年	バスクシア州で Pension Benefits Act が成立
1969年	サスカチュワン州で Pension Benefits Act が成立
1976年	マニトバ州で Pension Benefits Act が成立
1985年	ニューファンドランド・ラブラドル州で Pension Benefits Act が成立
1987年	カナダ年金制度とケベック年金制度の保険料率を3.6%から段階的に引き上げ
1989年	老齢基礎年金にクローバックが導入され、高所得者の年金額が減額、停止に
1990年	所得税法を改正し、共通の拠出限度額を導入 (DCとRRSPの拠出限度額を引き上げ)
1991年	ニューブランズウィック州で Pension Benefits Act が成立
1993年	プリティッシュ・コロンビア州で Pension Benefits Standards Act が成立

3

企業年金に関する州法に先んじて1957年にRRSPが導入されております。老齢基礎年金が導入されたのが1952年ですので、それから5年後にRRSPが導入されたという形になります。

1987年から2階部分の公的年金の保険料率を段階的に引き上げていく仕組み、1989年にクローバックと言われる高所得者の年金額を一部停止もしくは全額停止する仕組みが導入されております。

1990年に所得税法を改正して、共通の拠出限度額を導入するということが行われています。このタイミングでDCとRRSPの拠出限度額を引き上げるといふ措置も取られております。

4 ページを御覧ください。共通の拠出限度額導入の背景です。

共通の拠出限度額導入の背景

- 2階部分の公的年金の導入が企業年金の普及に悪影響を与えたと言われる。
- その間、RRSPは着実に増加。
- 1970年代後半から、「高齢単身女性の貧困」と「公的年金の財政問題」が論点に。

<企業年金の動向>

「新しい公的年金は、既存の企業年金に幅広い影響を与えた」（カナダ統計局）

- 1960年の企業年金の数は8,920
- 1965年まで50%を超える増加率
- 1970年までの増加率は18%
- その後増加傾向から反転し、1974年には2%の減少

<個人年金の動向>

- 1960年代は投資信託会社がRRSPを提供。当時は投資信託があまり浸透していなかった
- 1965年のRRSPの新規登録件数は29,190
- 1974年のRRSPの新規登録件数は419,416と9年間で14倍に
- 1975年に商業銀行が投資口座に参入

<新たな社会的課題(1970年代後半)*1>

- 65歳以上の単身女性の貧困問題
- その原因は、①女性の方が長生き、②DB非加入者のDCが不十分、③ベスティングの問題（当時の条件は45歳以上かつ勤続10年以上が通常）等
- 公的年金の財政問題

- 公的年金、企業年金、個人年金の改正に関する議論
- 一連の議論の中で、共通の拠出限度額の提案（1980年代半ば）

*1 カナダ進歩保守党の元議員Paul McCrossanへのヒアリングに基づく。Paulは当時の年金改革をリードしたアクチュアリー。

4

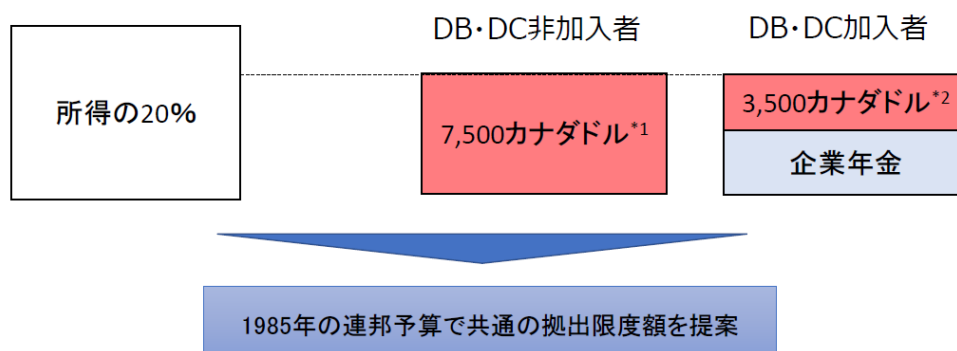
2階部分の公的年金の導入が企業年金の普及に悪影響を与えたと言われております。その間も RRSP が着実に増加しています。右側の点線の枠のところで、1974年のRRSPの新規登録件数は9年間で14倍に膨れ上がったということで、かなりRRSPが普及しているということが見てとれると思います。

1970年代後半から高齢の単身女性の貧困の問題及び公的年金の財政の問題が論点になってきて、公的年金、企業年金、個人年金の改正に関する一連の議論の中で共通の拠出限度額の提案が1980年代半ばに行われております。

次の5ページを御覧ください。これは1990年に導入された共通の拠出限度額を導入する前の仕組みですが、1990年前のRRSPの拠出限度額は、所得の20%もしくは上限金額のいずれか低い額とされております。この上限金額は、企業年金の水準にかかわらず一律に設定していましたが、公平性の観点から課題とされてきました。この点は、今この部会で議論している状況とすごく類似性があると感じております。

共通の拠出限度額導入の背景

- 1990年前のRRSPの拠出限度額は、①所得の20%、②上限金額の何れか低い額。
- この上限金額は、企業年金の水準に関わらず一律に設定していたが、公平性の観点から課題とされていた。
 - 1) DB・DCの非加入者: 7,500カナダドル^{*1}
 - 2) DB・DCの加入者: 3,500カナダドル^{*2}
- DBIにも年間の年金限度額があったが、60,025カナダドル^{*3}と高い水準であった。



*1 1カナダドル=80円の場合、600,000円。

*2 本人拠出がない制度の場合の上限金額。1カナダドル=80円の場合、280,000円。

*3 DB給付限度額は1,715カナダドル、かつ35年が限度で、 $1,715 \times 35 = 60,025$ カナダドルが上限となる。60,025カナダドルは、1カナダドル=80円の場合、4,802,000円。

1) DB・DCの非加入者の上限金額は7,500ドルということで、コメ1のところ、日本円に換算すると60万円ぐらいとなります。これは年間の金額ですが、12で割ると5万円ということで、日本のDCの拠出限度額5万5000円と近い水準であったということが分かると思います。

2) DB・DCの加入者の上限金額は3,500ドルですが、企業年金の部分を一律に評価していたという点も、日本のDB部分を2分の1で評価している点と通じる部分だと思います。

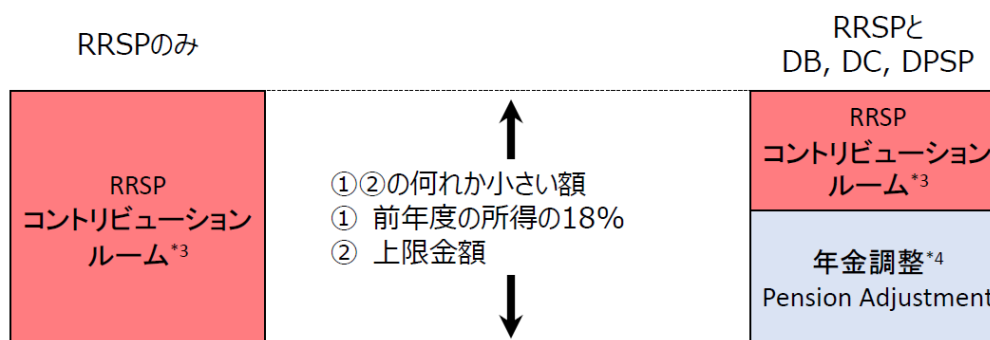
日本と違う部分としては、3つ目のマルですが、DBにも年間の年金限度額が設定されておりました。金額でいうと6万ドルということで、日本円に換算すると480万円ぐらいの水準になるので、比較的高い水準のキャップが設定されて

いたこととなります。この6万ドルという水準は、一番下のコメ3を御覧いただくと、DBの給付限度額、これは1年間に積み上がる1年分の給付の増加額ですが、1,715ドルがキャップになっています。35年間、このDB給付限度額でずっと給付が積み上がっていった場合に約6万ドルになるということで、上限の金額が計算されています。

6ページを御覧ください。1990年に導入された共通の拠出限度額の概要です。基本的には、この仕組みが今日まで続いているものと御理解ください。

共通の拠出限度額の概要

- 1990年以降のRRSPの拠出限度額は、①所得の18%、②上限金額^{*1}の何れか低い額。
- 当時の財務省の懸念点とその対応
 - 1) 不公平な税制: DB加入者 vs. DC加入者 vs. DB・DCの非加入者(自営業者含む)
 - 2) 拠出時期の柔軟性 ⇒ 利用しなかった拠出枠を繰り越すキャリアフォワードを導入
 - 3) 法的拘束力^{*2} ⇒ 所得税法に規定



*1 2020年は27,230カナダドル。1カナダドル=80円の場合、2,178,400円。

*2 カナダ歳入庁が発出するInformation Circularに記載。1990年前の最後のバージョンはInformation Circular 72-13R8。

*3 RRSPのコントリビューションルームはカナダ歳入庁のマイアカウント(ウェブサイト)やマイCRA(アプリ)で把握可能。

*4 年金調整は事業主もしくは運営管理機関が計算し、2月末までにカナダ歳入庁に提出。

6

1つ目のマル、1990年以降のRRSPの拠出限度額は、マル1、所得の18%、もしくはマル2、上限金額のいずれか低い額となっております。この上限金額、コメ1のところですが、毎年変更される数値であり、2020年は2万7230カナダドル、日本円で217万8400円ということで、かなり高い水準の限度額が設定されていることが分かります。

当時のカナダの財務省の懸念点は3点ございます。DB加入者とDC加入者とDB・DCの非加入者(自営業者も含む)で不公平な税制になっていたことを是正するという点が1つ目になります。

2つ目、拠出時期の柔軟性ということで、キャリーフォワード制度と現地では呼ばれていますが、利用しなかった拠出枠を繰り越す制度を導入したというのが2つ目です。

3つ目は、もともと法的拘束力がなかったので、所得税法に関連する規定を明記したという改正を行っております。

下の図ですが、RRSP、日本で言うところの iDeCo に相当する部分ですが、ほかの企業年金制度に入っていない場合は、RRSP のコントリビューションルームが丸々使えるという形になっております。一方、ほかの DB・DC 等に参加している場合は、年金調整という仕組みを通じて、年金調整の額を全体の RRSP のコントリビューションルームから控除した残りの部分が本人の RRSP の拠出の枠になるという仕組みになっております。

コメ3のところですが、個人ごとの RRSP のコントリビューションルームについては、カナダ歳入庁がマイアカウント、ウェブサイト、マイアプリを提供して、個々人が把握できる仕組みを整えています。

7 ページを御覧ください。今説明した年金調整の仕組みですが、年金調整とは、1 年間に積み上がる登録企業年金等のみなし価値となります。DC の場合はシンプルで、1 年間の実際の拠出額が年金調整となります。DB の場合は、年金調整の額イコール 9 倍の 1 年間に獲得する給付の額マイナス 600 カナダドルが年金調整となります。先ほど吉田課長からも説明がございましたが、カナダの場合は 1 年間に積み上がる給付の額が明確に定義されている給付設計になっております。その 1 年間に獲得する給付の額を 9 倍することで、給付を掛金に換算するという取扱いを行っております。

年金調整の仕組み

- 年金調整とは、一年間に積み上がる登録企業年金等の”みなし価値”。
- DCの場合、1年間の実際の拠出額^{*1}が年金調整となる。
- DBの場合の年金調整 = (9 × 1年間で獲得する給付) - 600カナダドル^{*2}。

ここで、給付金額から拠出金額の換算に用いられる係数「9」は、1984年2月に政府が最初に提案したもので、1ドルの“代表的な個人の目標年金”を購入するには、9ドルの掛金で十分であることが数理的に示されている。

＜一年当たり所得×1%の終身年金が貰える給与比例のDB制度の場合＞
所得が70,000カナダドルの従業員の年金調整
= (9×70,000×1%) - 600 = 5,700カナダドル^{*3}

7,000ドルの“代表的な個人の目標年金”を購入するには、9×7,000ドルの掛金が必要とみなして、DB年金の単年度増加分を掛金建て制度の掛金に換算

*1 事業主拠出と従業員拠出の両方が含まれる。
*2 年金調整オフセットと呼ばれる。
*3 1カナダドル=80円の場合、456,000円。

「ここで」というところに書いていますが、この係数9については、1ドルの代表的な年金を購入するには9ドルの掛金で十分であるということが数理的に示されております。例えば、1年当たり所得×1%の終身年金がもらえる制度の場合であって、1年当たりの給与が7万ドルの場合、7万掛ける1%が1年間に積み上がる給付の額になりますが、それに9を掛けることによって掛金に換算するという行っております。そこから600を控除して、5,700ドルが年金調整の額となります。

こういった形で7,000ドル、1年間に積み上がる額を掛金に換算することで

年金調整を計算して、全体のコントリビューションルームから年金調整を控除して、個々人の枠を計算するという仕組みになっております。

8 ページを御覧ください。DB の給付限度額と DC の拠出限度額の関係でございます。DC の拠出限度額は、表を御覧いただくと分かるのですが、1990 年以降、徐々に引き上げられています。

DC拠出限度額は段階的に引き上げ

- DB給付限度額とは、1年間に積み上がる最大の年金額
- 1990年前のDB給付限度額1,715カナダドルは、1990年から1,722.22カナダドルに。
- 一方、DCの拠出限度額は1990年以降、段階的に引き上げられた。
- 2003年以降、DC拠出限度額＝9×DB給付限度額。

年	DC拠出限度額*1	DB給付限度額	RRSP拠出限度額
2021			\$27,830
2020	\$27,830	\$3,092.22	\$27,230
2019	\$27,230	\$3,025.56	\$26,500
...
2009	\$22,000	\$2,444.44	\$21,000
...
2003	\$15,500	\$1,722.22	\$14,500
...
1993	\$13,500	\$1,722.22	\$12,500
1992	\$12,500	\$1,722.22	\$12,500
1991	\$12,500	\$1,722.22	\$11,500
1990	\$11,500	\$1,722.22	

DC拠出限度額
= 9×DB給付限度額

DB給付限度額は凍結

*1 2009年以降のDC拠出限度額は賃金スライド

8

一方、DB の給付限度額、1年間に積み上がる最大の年金額ですが、これは最初に 1,722.22 ドルからスタートしたあと、DB の給付限度額は一定期間凍結されております。先ほどの説明で少し触れましたが、1990 年前の DB の給付限度額は 1,715 ドルだったので、1990 年のタイミングで微妙に引き上げられているということになります。

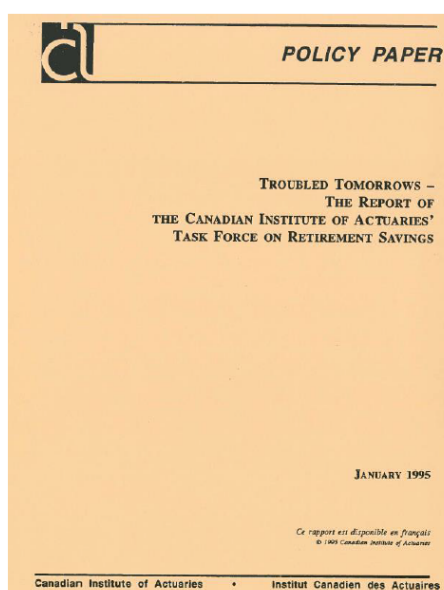
一方、DC の拠出限度額は 1990 年以降、段階的に引き上げられていて、2003 年のところを御覧いただくと、1 万 5500 ドルというのが DC の拠出限度額になっています。DB の給付限度額はそれを 9 で割ることで計算でき、1722.22 ドルになります。2003 年以降は、DC の拠出限度額と DB の給付限度額が 9 倍という関係になっております。ここでいわゆるイコールフットイングというか、限度額が統一されて、その後、2009 年以降は賃金スライドで調整していくという形

で、今日まで至っています。

9 ページを御覧ください。公平性を考える視点ということで、カナダ・アクチュアリー会が 1995 年にポリシーペーパーを出しております。そこに記載の 1 から 8 のグループについては、同じ引退貯蓄のための機会を持つべきという提言が行われております。1 つ目、複数の私的年金制度の加入者と RRSP、日本で言うところの iDeCo の加入者。2 つ目、被用者と自営業者。3 つ目、DB 加入者と DC 加入者。4 つ目、従業員拠出のある年金制度の加入者と従業員拠出のない年金制度の加入者。5 つ目、付随的な給付が充実している加入者と付随的な給付が充実していない加入者。6 つ目、1 つの事業主の下で終身雇用した従業員と頻繁に転職を行った従業員。7 つ目、民間セクターの従業員と公務員。8 つ目、現在と将来の世代。

公平性を考える視点

○公平な引退貯蓄システムを構築するためには、以下の各グループの人は引退貯蓄のために同じ機会を持つべき。(カナダ・アクチュアリー会)



1. 複数の私的年金制度の加入者とRRSPのみの加入者
2. 被雇用者と自営業者
3. DB加入者とDC加入者
4. 従業員拠出のある年金制度の加入者と従業員拠出のない年金制度の加入者
5. 付随的な給付*1が充実している加入者と付随的な給付が充実していない加入者
6. 一つの事業主の下で終身雇用した従業員と頻繁に転職を行った従業員
7. 民間セクターの従業員と公的セクターの従業員
8. 現在と将来の世代

*1 死亡給付、早期退職した場合のつなぎ年金等の主たる給付である終身年金に付随する給付のこと

10 ページを御覧ください。共通の拠出限度額がカバレッジに与えた影響ということで、昨年12月に公表された議論の整理の中でも、カナダの事例に関する言及が載っています。

参考に、1992年、95年、99年のDB・BCの加入者数と制度数を表で載せていますが、例えばDBの加入者数を御覧いただくと、477万5000人から徐々に減ってはいますが、434万6000人ということで、米国のような極端なDC移行は起こっていないと見てとれると思います。

共通の拠出限度額がカバレッジに与えた影響

V 将来像の検討～公平で、分かりやすい制度に向けて～（議論の整理）

こうした提案については、解決すべき課題として、「DB掛金の換算方法（DB掛金については、実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算することが必要となる）、マイナンバー、引き出し要件など」があることが既に指摘されている。なお、当部会の議論では、「カナダの事例で各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けたことは制度の普及に悪影響を及ぼしていないという研究がある」といった指摘もあった。諸外国の事例は、さらに研究を重ねていくことが必要である。

図表3：1990年代のRPPの制度数と加入者数

		1992年	1995年	1999年
制度数	DC	9,901(54.9%)	8,609(54.3%)	8,008(53.6%)
	DB	7,870(43.7%)	6,990(44.1%)	6,663(44.6%)
	その他	257(1.4%)	246(1.6%)	271(1.8%)
	合計	18,028(100%)	15,845(100%)	14,942(100%)
加入者数	DC	469,144(8.8%)	518,669(10.0%)	666,995(13.1%)
	DB	4,775,543(89.8%)	4,582,154(88.6%)	4,346,808(85.4%)
	その他	73,403(1.3%)	68,821(1.3%)	77,617(1.5%)
	合計	5,318,090(100%)	5,169,644(100%)	5,091,420(100%)

カナダでは、米国のような極端なDC移行は起こっていない^{*1}

DB制度とDC制度で税制上の条件を公平にしていることが、カナダにおいて、米国ほどDC移行が進んでいない要因の一つ（Robert L. Brown ^{*2}）

*1 図表とコメントは「年金と経済」の「カナダの私的年金の非課税拠出限度額と公平性のあり方」（藤澤陽介）からの引用。

*2 ウォーターロー大学の元教授。米国アクチュアリー会、カナダアクチュアリー会、国際アクチュアリー会の元会長。

最後、11 ページですが、今後の議論のための論点、様々な論点があると思いますが、カナダの事例を踏まえて4点記載しております。

今後の議論のための論点

①制度間の公平性

DB加入者とDC加入者の公平性は、日本版の年金調整の仕組み（すなわち、仮想掛金）を導入すると改善するが、その他のグループの公平性をどのように考えるべきか。

②拋出の柔軟性(キャリアフォワード)

カナダでは貧困問題に対処するために自助努力を促進する方向の政策がとられてきた。日本の企業型・個人型DCにおいて、資金余力があるときに柔軟に拋出できる仕組みを導入すべきか否か。

③拋出/給付限度額と公的年金の関係

カナダの老齢基礎年金は所得再分配の機能が強い。私的年金の拋出限度額の水準は高く、DBにも給付限度額があるが、その水準も高い。DC拋出限度額の議論とDB給付限度額の議論は、日本の公的年金の状況を踏まえつつ、あわせて議論すべきではないか。

④デジタル化

カナダは社会保障番号があり、カナダ歳入庁のマイアカウントやアプリがあり、税関係の手続きをオンラインで行える環境が整っている中で実務を行っている。日本において、同様の環境構築が可能か。

11

1つ目、制度間の公平性。DB加入者とDC加入者の公平性は、日本版の年金調整の仕組み（すなわち、仮想掛金）を導入すると改善することとなりますが、その他のグループの公平性をどのように考えるべきか。

2つ目、拋出時期の柔軟性（キャリアフォワード）です。カナダでは、もともとは貧困問題に対処するために自助努力、RRSPを促進するという方向の政策が取られております。日本の企業型・個人型DCにおいて、資金余力があるときに柔軟に拋出できる仕組みを導入すべきか否かという論点です。

3つ目、拋出限度額と給付限度額と公的年金の関係でございます。カナダの老齢基礎年金は所得再分配の機能が強いという特徴があります。例えばクロークの制度がございますので、高所得者は年金がもらえないことになっていきますし、全て税方式で財政運営が行われています。私的年金の拋出限度額の水準も高く、DBには給付限度額がございますが、その水準も日本から見るとかなり高くなっております。DC拋出限度額の議論とDBの給付限度額の議論は、日本の公的年金の状況も踏まえつつ、併せて議論すべきではないかというのが3つ目

の論点です。

4つ目、デジタル化ということで、カナダは社会保障番号があって、カナダの歳入庁のマイアプリやマイアカウントがあって、税関係の手続をオンラインで行える環境が整っている中で実務を行っております。日本においても同様の環境構築が可能かという論点です。

説明の方は以上となります。

2. 企業年金・個人年金部会 2020年12月23日会合（イギリス関係）

○佐野邦明氏（外部有識者）

年金総合研究所の佐野でございます。本日はよろしくお願いたします。

イギリスの年金制度について税制上の取扱いを中心に御報告をさせていただきます。まず、資料の1ページをお開きいただければと思います。

1ページは本日お話しさせていただく内容のまとめでございますが、お時間の関係もありますので、ポイントを絞って、特にDB・DC共通の非課税枠を中心に御報告をさせていただきたいと思ひます。

CONTENTS

- ◆ イギリス年金制度の概要
- ◆ 私的年金制度に関する税制
- ◆ イギリスの非課税限度額に関するまとめ

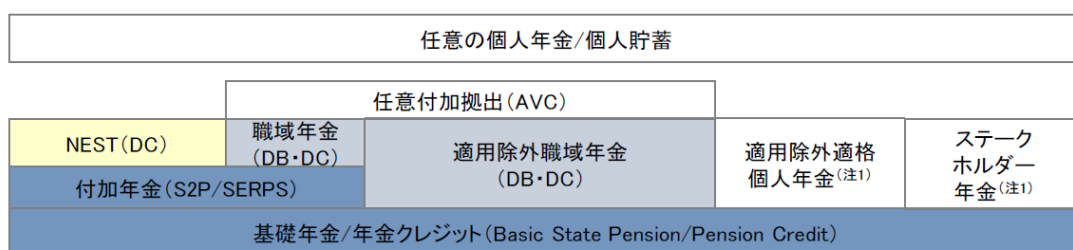
【参考資料】

- ① 年間非課税限度額・生涯非課税限度額の推移
- ② イギリスの個人所得税率
- ③ 税法で定める「支払額確定時点(BCE)」
- ④ 生涯非課税限度額に関する補足
- ⑤ 登録年金制度の概要
- ⑥ 適用除外制度の概要

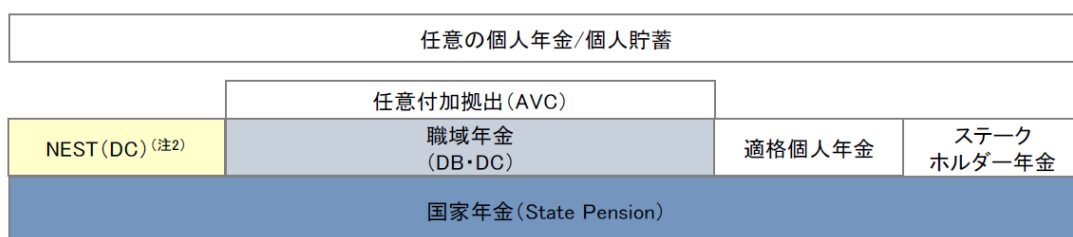
2 ページにお進みいただければと思います。このページを資料としてつけていただいていた理由は、イギリスの年金制度の複雑さを御理解いただくためです。イギリスの年金制度は非常に歴史が古く、公的年金は 1601 年、関ヶ原の戦いの翌年に、エリザベス救貧法によって非拠出の公的年金が創設されました。

イギリス年金制度の概要（1）～ 年金制度の体系

【被用者年金制度の体系：2015年4月5日まで】



【被用者年金制度の体系：2015年4月6日以降】



(注1) 適格個人年金・ステークホルダー年金の適用除外は2012年4月6日に廃止
 (注2) 2012年に導入された自動加入のDC制度

右側の矢印は、公的年金と職域年金の年代ごとの状況を概観したものでございます。公的年金は当初、定額の1階建てでした。19世紀半ば頃から国家公務員や軍人、警察官といった公的部門で職域年金が発展しました。その後、1950年代には民間部門でもかなり職域年金、日本でいえば企業年金が発展してきました。

一方、公的年金は1950年代前半までは、救貧を目的とした定額年金でしたが、被用者の中でも職域年金に加入できない人たちに対して、報酬比例年金を創設して公的年金の充実を図ったのが1980年代の後半頃までの時期ということになります。

本日のお話のメインテーマのDB・DC共通の非課税枠が設定された時期は、1989年以降の自助努力重視に舵を切った時期で、公的年金の守備範囲を縮小して、自助努力の割合を高めていきました。

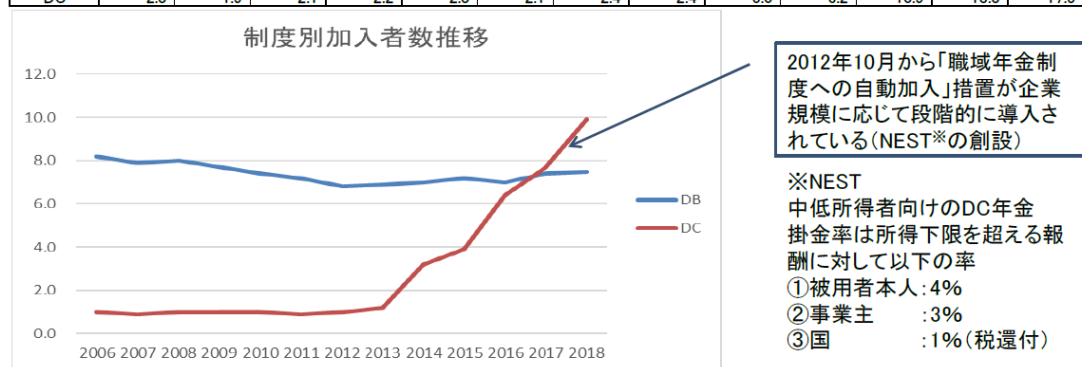
3 ページはイギリスの被用者年金の体系でございます。

イギリス年金制度の概要（2）～ 制度別対象者数

年次別DB・DC制度の状態別人数推移

(人数単位:百万人)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
加入者数													
DB	8.2	7.9	8.0	7.7	7.4	7.2	6.8	6.9	7.0	7.2	7.0	7.4	7.5
DC	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.2	3.2	3.9	6.4	7.7	9.9
待期者数													
DB	8.1	8.5	8.8	8.9	8.8	9.2	9.5	9.6	9.5	10.5	10.3	10.1	10.1
DC	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
受給者数													
DB	8.2	8.5	8.8	9.0	8.6	8.7	8.9	9.0	8.9	9.8	11.0	10.4	10.5
DC	1.2	0.9	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3	1.2	1.7	2.2	4.4	5.5	7.5
合計													
DB	24.5	24.9	25.5	25.6	24.8	25.1	25.2	25.5	25.4	27.3	28.3	27.8	28.1
DC	2.3	1.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.4	2.4	5.0	6.2	10.9	13.3	17.5



(出所)イギリスONS「Occupational Pensions Survey 2019 Table 3~4」から作成

「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

2015年4月6日以降、公的年金の報酬比例部分を廃止して、その代わりに定額部分の給付を充実させて定額制の国家年金にするという改正が行われました。1階建ての国家年金の上に職域年金、個人年金が上乗せされるという体系になっています。

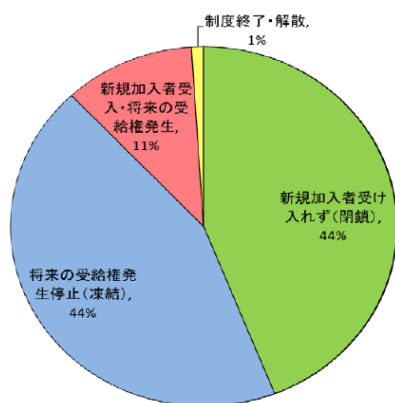
ちなみに、2020年の国家年金の水準ですけれども、週175.2ポンドで、1ポンドを150円で換算しますと、年額は大体136万円という金額になります。

ただ、ここで断りしておかなければいけないのが、イギリスは公的年金にしても私的年金にしても、発生済みの受給権が厳格に保護されるという点です。公的年金が1階建てになりましたとお話ししましたが、2015年4月5日までに報酬比例部分の公的年金を受け取っている方は、旧制度の報酬比例年金と定額年金とが給付されます。ただし、旧制度の年金額と新制度の年金額とを比べて、いずれか大きい額を支給するという経過措置があります。

4 ページからは、私的年金、職域年金の話になります。4 ページを見ていただくと、年次別の DB と DC の加入者、受給者、年金を待期している人数の一覧表があります。グラフを見ていただければ明らかなのですが、2013 年以降急激に DC の加入者数が増えているという状況にあります。DC の加入者数が急激に増えているのは、職域年金制度への自動加入措置が導入され、その影響を受けて DC が増えているからです。

イギリス年金制度の概要 (3) ～ DBの現状 ①

2019年3月末のDB制度※の状態(制度数ベース)



年次別DB制度の状態推移(制度数ベース)

	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止
2006	43%	44%	12%	1%
2007	36%	45%	16%	2%
2008	31%	50%	17%	2%
2009	27%	52%	19%	2%
2010	18%	58%	21%	2%
2011	16%	58%	24%	2%
2012	14%	57%	26%	2%
2013	14%	54%	30%	2%
2014	13%	53%	32%	2%
2015	13%	51%	34%	2%
2016	13%	50%	35%	2%
2017	12%	47%	39%	2%
2018	12%	46%	41%	1%
2019	11%	44%	44%	1%

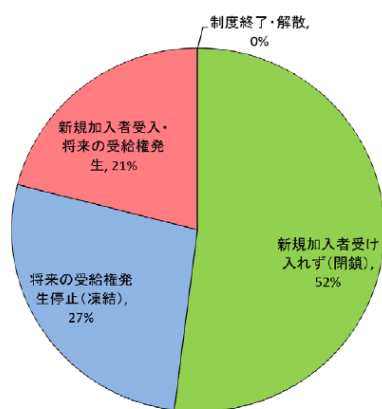
※「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

(出所)イギリスPPF「Purple Book 2019 Figure 3.1～3.4」から作成

5 ページは、制度数ベースで DB がどのような状態にあるのかをまとめた資料でございます。これを見ていただきますと、新規加入者は受け入れないけれども、既にいる社員に対しては DB を適用するという制度が 41% ございますし、未だに新規加入者を受け入れている制度も 11% あります。このデータを見る限り、イギリスにおいては DB がいまだに主流だということが言えるだろうと思います。

イギリス年金制度の概要（4）～ DBの現状 ②

2019年3月末のDB制度の状態(対象者数ベース) 年次別DB制度の状態推移(対象者数ベース)



	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止
2006	66%	32%	2%	1%
2007	50%	46%	3%	0%
2008	44%	52%	4%	0%
2009	37%	59%	4%	0%
2010	34%	60%	5%	1%
2011	31%	62%	6%	0%
2012	28%	64%	8%	0%
2013	23%	65%	12%	0%
2014	22%	62%	15%	0%
2015	22%	62%	16%	0%
2016	19%	60%	20%	1%
2017	21%	55%	24%	0%
2018	21%	53%	25%	0%
2019	21%	52%	27%	0%

(注)上表の「0%」は0.5%未満を意味する

※「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

(出所)イギリスPPF「Purple Book 2019 Figure 3.5 ~ 3.7」から作成

6 ページ、7 ページは DB の加入者数ベースの資料でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

イギリス年金制度の概要（5）～ DBの現状 ③

2019年3月末のDB制度の状態・対象者の内訳

(人数単位:人)

	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止	合計
現役加入者	595.8 6%	503.0 5%	0.0 0%	0.0 0%	1,098.7 11%
待期者	800.5 8%	2,293.3 23%	1,620.0 16%	9.0 0%	4,722.8 47%
受給者	704.3 7%	2,387.0 24%	1,131.0 11%	11.0 0%	4,233.3 42%
合計	2,100.5 21%	5,183.3 52%	2,750.9 27%	20.0 0%	10,054.8 100%

※「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

(出所)イギリスPPF「Purple Book 2017 Figure 3.8」

私的年金制度に関する税制（1）～現在の課税原則

【イギリスにおける一定の要件を満たす登録年金制度^{※1}に対する課税は「EET」】

◆ 拠出段階

- ① 被用者本人が拠出した掛金は年収の範囲内であれば非課税（所得控除）
- ② 事業主が拠出した掛金は事業主の損金、かつ、被用者本人の所得とはみなさない
- ③ ただし、年間非課税限度額を超過した「受給権発生」があった場合は超過額は被用者本人の所得とみなされて課税される（Annual Allowance Charge）

◆ 運用収益は非課税

◆ 給付段階

- ① 年金原資の25%相当額は非課税で受給可能
- ② 年金原資の75%相当額は所得として課税
- ③ ただし、受給開始時点で年金原資が「生涯非課税限度額（後述）」を超えた場合は、超過額に対してペナルティが課される（Lifetime Allowance Charge）

※ 参考資料参照

© 2020 年金総合研究所

7

ここからは、私的年金制度に関する税制について御報告いたします。

登録年金制度の対象者に対する現在の課税原則はEETでございまして、拠出段階は非課税、運用収益は非課税、給付段階では課税です。ただし、年金原資の25%相当額は非課税で受給することが可能であるということでございます。

次のスライド以降は、本日のメインテーマでございます非課税限度額がどのように導入されたかということの御説明に関する資料です。

私的年金制度に関する税制（２） ～ 共通非課税限度額の背景①

- ◆ 2004年金融法施行前(2006年4月5日以前)は、職域年金制度(DBおよびDC)^{※1}への加入時期によって税制上の規制が異なっており、また、個人年金制度(DC)^{※2}でも加入時期によって税制上の規制が異なっていた。^{※3}
 - ◆ イギリス政府は、「年間非課税限度額(Annual Allowance)」、および、「生涯非課税限度額(Lifetime Allowance)」による拠出段階と給付段階における、税制の簡素化・統一化を図ることとした
 - ◆ イギリス政府が想定した税制改正の狙い・効果は以下の通り
- ① 全ての国民に引退後の収入確保に同一の機会を提供すること
 - ② DB・DC共通の税制を構築すること
 - ③ 年金制度設計の自由度を拡大すること
 - ④ 税制改正による国民への影響を最小限度とすること^(注)
 - ⑤ 年金制度の管理コストを大幅に軽減すること

(注) 税制改正の影響を受ける者はほとんど存在しないように年間非課税限度額・生涯非課税限度額の水準を決定したとしている(影響を受ける者は「1,000人未満」と推計)。

※1 イギリス財務省公表資料「Simplifying the taxation of pensions: increasing choice and flexibility for all (December 2002)」

※2 DBの職域年金制度は1978年から2016年まで、DCの職域年金制度は1988年から2012年まで「適用除外」。適用除外については参考資料参照

※3 個人年金制度は1988年から2012年まで「適用除外」

9 ページにお進みいただければと思います。2004 年金融法の施行によって、DB・DC 共通の非課税限度額が導入されたわけですが、それ以前は、資料にございますように、職域年金では加入時期によって給付算定給与の上限や掛金算定給与の上限が違っていました。

私的年金制度に関する税制 (3) ～ 共通非課税限度額の背景②

◆ 職域年金制度の税制上の規制の変遷

制度加入時期	掛金	給付
1989年～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員掛金率の上限は拠出対象給与の15% ② 拠出対象給与に上限あり ③ 事業主掛金拠出対象給与には上限なし ④ 退職者が掛金を拠出して新たな受給権を発生させることはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付算定対象給与には従業員拠出掛金と同額の上限あり ② 年金額は最終給与の2/3以下(通常、年金額＝給付算定対象給与×1/60×加入年数) ③ 年金制度から支給できる非課税の一時金額は、「支払開始時点の年金額の2.5倍」、または、「給付算定対象給与×3/80×加入年数(加入年数上限40年)」 ④ 年金支給開始年齢は55歳以上75歳以下
1987年～1988年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入20年以上で退職した者の年金額上限は最終給与の2/3 ② 給付算定対象給与に上限なし ③ 一時金額の算定式は上記と同様だが、非課税上限が¥150,000に設定されている
1970年～1987年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入10年以上で退職した者の年金額上限は最終給与の2/3 ② 加入20年以上の非課税一時金額給付算定対象給与の1.5倍 ③ 給付算定対象給与に上限なし
1970年より前	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員掛金率の上限は拠出対象給与の15% ② 掛金算定対象給与に上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入期間20年以上で退職した者の年金額上限は「給付算定対象給与(上限なし)×2/3」 ② 年金制度から一時金を給付することはできない

出所 イギリス財務省公表資料「Simplifying the taxation of pensions: increasing choice and flexibility for all (December 2002)」

個人年金につきましても、掛金算定給与の上限や年間に拠出できる掛金率の上限も違っていました。つまり、制度へ加入した時点の税制上の取扱が適用され続けるといって、想像するだけで非常に複雑な体系になっていたということです。

2004 年金融法施行前の税制の概要は参考資料マル1に記載がございますので、そちらを参照していただければと思います。

10 ページにお進みいただきたいと思います。そういう複雑な税制であったということでしたので、加入者にとって、自分は一体どれだけの非課税限度額があるのか、どの分が課税でどの分が非課税であるのかが非常に分かりにくかったということでもあります。

私的年金制度に関する税制（４） ～ 共通非課税限度額の背景③

◆ 個人年金制度の税制上の規制の変遷

制度加入時期	掛金	給付
1989年～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ① 非課税上限額は、年間$\text{€}3,600$、または、拠出対象給与に年齢に応じた掛金率を乗じた額のいずれか高い額 ② 拠出対象給与には職域年金制度と同額の上限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付額に対する上限なし ② 年金原資の25%を非課税の一時金として受給することが可能
1988年以前	<ul style="list-style-type: none"> ① 掛金の非課税上限額は、拠出対象給与に年齢に応じた掛金率を乗じた額 ② 拠出対象給与に上限 	<ul style="list-style-type: none"> ① 積立てた年金原資で終身年金を購入しなければならない ② 年金額に応じて、年金に換えて非課税の一時金の受給も可能

出所 イギリス財務省公表資料「Simplifying the taxation of pensions: increasing choice and flexibility for all (December 2002)」

事業主にとっては、制度に加入した時期ごとに適用される税制が違いますから、加入時期に応じて個別に適用する税制を把握して管理しなければいけないという状態だったわけで、非常に複雑でコストもかかる制度管理を行わなければならなかったということでもあります。

このような複雑な状態を改善するために、年間非課税限度額と生涯非課税限度額が導入されて、拠出段階と給付段階における税制の簡素化・統一化が図られたということでもあります。

ただし、既に加入して受給権が発生している人がいたわけでもありますので、そういう人たちの受給権を守るという意味合いもあって、資料の10ページマル4にございますように、税制改正による国民への影響を最小限度とするため、非常に寛大な経過措置が導入されたということでもあります。

次に 11 ページにお進みいただきたいと思います。ここから年間非課税限度額についての話をさせていただきたいと思います。

私的年金制度に関する税制 (5) ～ 年間非課税限度額 ①

- ◆ 2020課税年度における年間非課税限度額(Annual Allowance)は£40,000^{※1}
⇒ DB・DCともに「年間に付与された受給権の金額」でチェック
- ◆ DCの場合
「本人拠出掛金額+事業主拠出掛金額+第三者が当該被用者のために拠出する掛金額^{※2}」の合計額
- ◆ DBの場合
「年間年金増加額×16」^{※3}
年間年金増加額＝課税年度末年金額－前課税年度末年金額×(1+r)
r: 物価上昇に伴う年金再評価率 (年金は実質価値が維持される)
- ◆ 16倍の根拠^{※3}
 - ✓ 47歳の加入者が59歳から終身年金(遺族年金あり)を支給
 - ✓ 年金の実質価値が維持される(CPI～CPI+0.25%)
 - ✓ CPI控除後で3.25%～1.75%の利率で運用
- ◆ 年間非課税限度額を超過した場合は、超過額を当該年度の所得とみなして課税

※1 イギリスの課税年度は「4月6日から翌年の4月5日」。各課税年度における年間非課税限度額は参考資料に記載。

※2 配偶者が拠出する掛金額等が想定されている

※3 イギリス政府アクチュアリー局「Reducing the Annual Allowance Setting the valuation factor 13 October 2010 (Trevor Llanwne, Government Actuary Government Actuary Department)」による

2020 課税年度の年間非課税限度額は年間4万ポンドで、日本円に直しますと大体600万円になります。この4万ポンドの年間非課税枠をどのようにチェックするのかわかると思いますが、DCの場合は掛金拠出額で判定します。DBの場合は年間の年金原資の増加額、具体的に言いますと、年間の年金増加額に16を掛けたもので判定をいたします。この判定対象とする額は、DB・DCの両方とも、年間に発生した受給権であると整理をしています。

次の12ページはDBの年間非課税限度額判定の計算例でございますので、御説明は省略させていただきます。

私的年金制度に関する税制（6）～ 年間非課税限度額 ②

◆「Pension Tax Manual 063320」に記載されている計算例

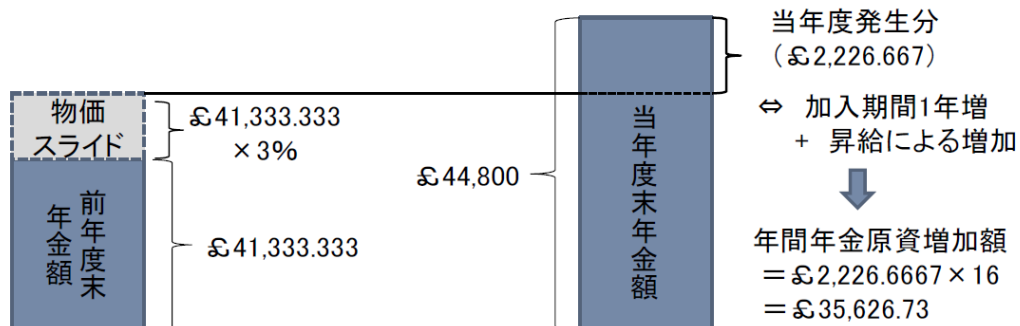
前年度末報酬年額が $\text{¥}80,000$ 、加入期間31年

当年度末報酬年額が $\text{¥}84,000$ 、加入期間32年

前年度末年金額 = $\text{¥}80,000 \times 31/60 = \text{¥}41,333.333$

当年度末年金額 = $\text{¥}84,000 \times 32/60 = \text{¥}44,800$

年間年金原資増加額 = $(\text{¥}44,800 - \text{¥}41,333.333 \times 1.03) \times 16 = \underline{\text{¥}35,626.73}$

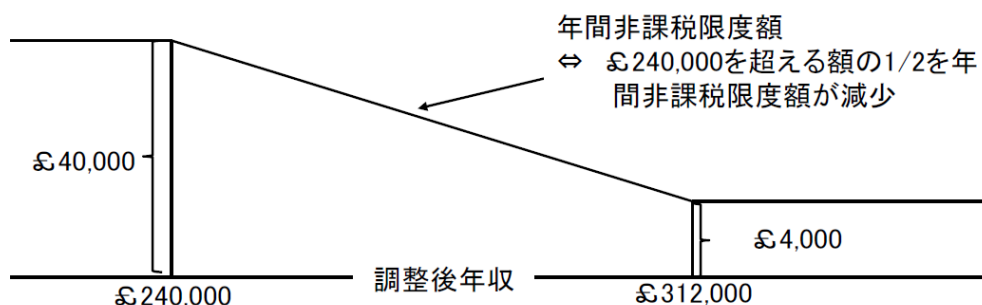


13 ページでございますが、高所得者に対しては、収入に応じて年間非課税枠が減額されるということの御説明でございます。

私的年金制度に関する税制 (7) ～ 年間非課税限度額 ③

- ◆ 一定水準以上の高所得者に対しては、2015年金融法 (Finance Act 2015) により年間非課税限度額の減額措置 (Tapered Annual Allowance) を2016課税年度から導入

調整後年収 (Adjusted Income) が $\pounds 240,000$ ※1を超え、かつ、基準年収 (Threshold Income) が $\pounds 200,000$ ※2を超える者は、調整後年収を超える額の1/2が非課税限度額から控除 (減額される額の上限は $\pounds 36,000$ ※3)



※1 2016課税年度から2019課税年度までは調整後年収の額は $\pounds 150,000$

※2 2016課税年度から2019課税年度までは基準年収の額は $\pounds 100,000$

※3 2016課税年度から2019課税年度までは減額される額の上限は $\pounds 30,000$

※4 したがって、2016課税年度から2019課税年度までは調整後年収が $\pounds 210,000$ 以上の高所得者も $\pounds 10,000$ の非課税限度額が保証されていた

14 ページにお進みいただきたいと思います。生涯の非課税限度額でございますが、2020 課税年度ですと生涯非課税限度額が 100 万ポンドを超える金額で、日本円で 1 億 6000 万円ぐらいで設定されています。DC の場合は、支払い開始時点における個人勘定の残高で超過しているか否かチェックします。DB の場合は支給開始時の年金額の 20 倍でチェックをするということになってございます。20 倍の意味ですが、これは支給開始時点の年金原資ということで整理をしています。

私的年金制度に関する税制 (8) ～ 生涯非課税限度額 ①

- ◆ 2020課税年度における生涯非課税限度額(Lifetime Allowance)は $\pounds 1,073,100$ (物価上昇率に応じて見直し)
⇒ DB・DCともに支払額確定時点^{※1}における「発生済受給権の金額」でチェック
- ◆ DCの場合
「支払額確定時点における個人勘定残高」でチェック
- ◆ DBの場合
「支払額確定時点(支給開始時点)の年金額 $\times 20$ ^{※2}」
- ◆ 「20倍」の根拠^{※2}
年金支給開始年齢: 60歳
配偶者に対する遺族年金額: 本人と同額(終身)
支給開始後の年金額改定: 小売物価指数にスライド

※1 法令上は「支払額確定時点(Benefit Crystallisation Events:BCE)」という。通常は「支給開始時点」だが、本人が拠出を任意で継続できる個人年金制度も登録年金制度の対象であるため、75歳到達時点等、様々な時点が想定されている(参考資料)

※2 イギリス政府「Simplifying the taxation of pensions: the Government's proposals December 2003(HM Treasury)」および「The Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004 (National Audit Office)」

次の 15 ページは、生涯非課税限度額を超過した場合にペナルティが課されるという点ですが、詳しい御説明は省略をさせていただきたいと思います。

私的年金制度に関する税制 (9) ～ 生涯非課税限度額 ②

- ◆ 生涯非課税限度超過を超過した場合、超過額に対してペナルティ(過去の年間非課税限度額の優遇措置の取り消し)が課される
- ◆ ペナルティの額
 - 年金(複数年にわたる段階的な引出しも含まれる)の場合
 - ⇒ 超過額の25%が年金原資から減額されて年金が支給される
 - 一時金の場合
 - ⇒ 超過額の55%が年金原資から減額され、残額を一時金として給付
- ◆ 複数の制度に加入していた者は、それぞれの制度の支払額確定時点に到達するたびに行われる(生涯非課税限度額のチェックは各時点における確定した年金原資の比率で管理する)
- ◆ 生涯非課税限度額の創設時・減額時には、ペナルティの対象とならないように「保護措置(Primary protection, Enhanced Protection, Fixed Protection)」が適用される

※ 生涯非課税限度額の推移は参考資料に記載

16 ページは、複数制度の加入履歴がある方の生涯非課税限度額の管理の例ですが、これも御説明は省略をさせていただきます。

私的年金制度に関する税制 (10) ～ 生涯非課税限度額 ③

◆ 生涯非課税限度額の計算・チェックの例(Pension Tax Manual 081000)

- ① 第1回目の年金額確定時点で年金原資 150,000円が確定
当該時点における生涯非課税限度額は 1,500,000円
⇒ 第1回目の年金額確定時点で使用した生涯非課税限度額は10%
(150,000円 ÷ 1,500,000円 = 10%)
⇒ 生涯非課税限度額の残存率は90%
- ② 第2回目の年金額確定時点で年金原資 450,000円が確定
当該時点における生涯非課税限度額は 1,800,000円
⇒ 第2回目の年金額確定時点で使用した生涯非課税限度額は25%
(450,000円 ÷ 1,800,000円 = 25%)
⇒ 第2回目の年金額確定時点終了後の残存生涯非課税限度額は65%
(100% - 10% - 25% = 65%)

17 ページはまとめということで、個人的な感想も含めて申し上げます。イギリスの非課税限度額の存在は、DB・DCに関わらず、取り消し不能な発生済受給権の金額を基準として非課税限度額を判定すると整理をしているということです。イギリスの登録年金制度においては、一度発生した受給権は取消不能だということでございます。この、取り消し不能の受給権の存在があって、年金税制も非常に複雑化したので、それを分かりやすく簡素化するために、年間非課税限度額や生涯非課税限度額を導入しました。しかし、簡素化した後も、取り消し不能の受給権を前提としているということです。

イギリスの非課税限度額に関するまとめ ～ 個人的感想

- ◆ イギリスの老後所得保障の支柱はDBの職域年金制度
- ◆ DCの職域年金制度や個人年金制度は普及が進みつつあるが、年金受給段階の高齢者層では所得保障に果たす役割は限定的
- ◆ DB職域年金制度においては、加入時期(世代間)で税制優遇に関して格差が存在する
- ◆ 年間非課税限度額・生涯非課税限度額の導入理由は「税制簡素化」が目的ではあるが、税制優遇の世代間格差の軽減にも一定の範囲で貢献しているのではない
- ◆ しかし、発生済受給権の保護や既存のDBの職域年金制度への配慮から、世代間格差の軽減は限定的ではない
- ◆ ただし、DCの職域年金制度・個人年金制度とDBの職域年金制度の税制上の取り扱い一元化も達成できていることになる
- ◆ 日本の場合、給付設計がイギリスと比較して、多種多様であることや会社都合・自己都合等の退職事由により給付額が変動する等、イギリスとはかなり状況が異なる
- ◆ 日本でDB・DC共通の非課税限度額を検討する際には、このような日本の特性に配慮した導入が必要ではないか

この観点から、イギリスと日本の違いを考えてみたいと思います。

日本の場合、例えば退職金制度は退職時の事由で給付額が違っているのが一般的です。確定給付企業年金制度の場合でも、退職時の事由によって給付額が異なりますし、既存の加入者や受給者においてさえも、要件を満たせば、過去に遡って給付減額ができます。この点はイギリスとはかなり状況が違います。イギリスの登録年金制度では、一度発生した受給権は取消不能で、受給権は必ず保護されます。日本では、DCでは本人の口座に払い込まれた掛金は事業主には返還されないの、イギリスと同じように受給権は保護されているということにな

りますが、DBの場合は必ずしも受給権がイギリスほど厳格に守られてはいないということだろうと思います。今後、企業年金・個人年金部会でも穴埋め型等々いろいろな議論があるようではありますが、DB・DC共通の非課税枠の導入を考える際には、イギリスの考え方は参考にはなると思います。しかし、日本にそのまま適用できるかというところかなり状況に違いがあるという点を御認識いただいた上で御検討をお願いしたいと思います。

長引いてしまって申し訳ございませんが、御報告は以上でございます。

御清聴どうもありがとうございました。

【参考資料】

本資料の著作権は当研究所に帰属します。テキスト等の引用や転用については当研究所同意の上、出典を明記してのご利用をお願いします。

© 2020 年金総合研究所

【参考①】年間非課税限度額・生涯非課税限度額の推移

◆ 年間非課税限度額・生涯非課税限度額見直しの状況

課税年度	生涯非課税限度額	年間非課税限度額
2006年度	£1,500,000	£215,000
2007年度	£1,600,000	£225,000
2008年度	£1,650,000	£235,000
2009年度	£1,750,000	£245,000
2010年度	£1,800,000	£255,000
2011年度	£1,800,000	(注1) £50,000
2012年度	(注1) £1,500,000	£50,000
2013年度	£1,500,000	£50,000
2014年度	(注2) £1,250,000	(注2) £40,000
2015年度	£1,250,000	£40,000
2016年度	(注3) £1,000,000	£40,000
2017年度	£1,000,000	£40,000
2018年度	£1,030,000	£40,000
2019年度	£1,055,000	£40,000

(注1) 2011年金融法 (Finance Act 2011) により引下げ

(注2) 2013年金融法 (Finance Act 2013) により引下げ

(注3) 2016年金融法 (Finance Act 2016) により引下げ

(出所) イギリス政府「Briefing Paper CBP-5091, 10 June 2019 Restricting pension tax relief (House of Commons Library)」を参照して作成した

【参考②】イギリスの個人所得税率

◆ 2020課税年度におけるイギリスの所得税率は以下のとおり。

① スコットランド以外の居住者

	課税対象収入	所得税率
非課税(Personal Allowance)	£12,500以下	0%
基準税率(Basic rate)	£12,501~£50,000	20%
高税率(Higher rate)	£50,001~£150,000	40%
追加税率(Additional rate)	£150,000超	45%

② スコットランドの居住者

	課税対象収入	所得税率
非課税(Personal Allowance)	£12,500以下	0%
最低税率(Starter rate)	£12,501~£14,585	19%
基準税率(Basic rate)	£14,586~£25,158	20%
中間税率(Intermediate rate)	£25,159~£43,430	21%
高税率(Higher rate)	£43,431~£150,000	41%
最高税率(Top rate)	£150,000超	46%

(出所) イギリス政府ホームページ「<https://www.gov.uk/income-tax-rates> (アクセス日:2020年8月13日)」から作成

【参考③】税法で定める「支払額確定時点(BCE)」(1)

- ✓ 年金受給が開始された(とみなされる)事象(Benefit Crystallisation Events: BCE)には様々なものがあり、かつ、2015年に実施された「拠出建制度の受給方法の弾力化(Pensions Freedom)」によって複雑化している。
- ✓ 登録年金制度の制度管理者はBCEが生じた場合には、生涯非課税限度額を年金原資が超過しているか否かを必ずチェックしなければならない。
- ✓ BCEは、複数の制度に加入している場合には複数発生する可能性があり、また、個人年金に加入している場合には受給開始時期が本人の裁量に任される場合もある。BCEの概要は以下の通りである。

【BCEの概要】

① 年金支給開始の場合のBCE

BCE1: 拠出建制度において、年金制度が加入者に対して年金引出しを指示した場合

BCE2: 加入者が年金制度で定める年金給付の受給開始年齢に到達したとき

BCE3: 支給開始済の年金で「あらかじめ定められた年金増額を上回る増額」が発生した場合

BCE4: 拠出建制度において加入者が終身年金給付を受給したとき

(出所) イギリス政府「Pension Tax Manual PTM031100」を参照して作成した

【参考③】税法で定める「支払額確定時点(BCE)」(2)

【BCEの概要】(続き)

② 受給開始せずに75歳に到達したとき、および、死亡したとき

BCE5: 給付建制度において年金受給を開始せずに75歳に到達したとき

BCE5A: 拠出建年金制度において段階的引出しまたは柔軟な引出しの権利を取得後、実際の引出しを行わずに75歳に到達したとき

BCE5B: 拠出建制度において75歳到達時に受給開始していない年金原資が存在するとき

BCE5C: 75歳未満の加入者が死亡し、受給開始していない年金原資が存在するとき

BCE5D: 75歳未満の加入者が死亡し、受給開始していない年金原資が存在し、かつ、相続人が年金を購入する等を行ったとき

(注) BCEには、一時金の受給(BCE6)、遺族一時金の受給(BCE7)、海外の年金制度への資金移換(BCE7)、BCE1~BCE7に該当しない受給開始の場合、がBCEとして定義されている。

(出所) イギリス政府「Pension Tax Manual PTM031100」を参照して作成した

【参考④】生涯非課税限度額に関する補足 ①

- ◆ 給付建制度の生涯非課税限度額を算定するための倍率「20倍」は、「年金支給開始年齢を60歳とし、配偶者に対する遺族年金額は本人と同額が支給され、支給開始後の年金額は小売物価指数で改定される」ことを前提として算定したとされている。
- ◆ 当時検討されていた上限金額である「 $\text{¥}1,400,000$ 」、および、当時一般的であったDB職域年金制度の仕組みを反映して、次式を根拠に決定したされている。
年金額上限 = 年間報酬上限 \times 2/3 = $\text{¥}66,000$
年金額上限 \times 20 = $\text{¥}1,320,000$ \Rightarrow 生涯限度額: $\text{¥}1,400,000$
(年間報酬上限: $\text{¥}99,000$)
- ◆ 終身年金の場合、年金受給開始年齢によって年金原資は変動し、若い年齢から受給開始した場合の年金支払総額は増加するが、現在の生涯非課税限度額には年金支給開始時期の相違は反映されていない。
- ◆ 2010年4月6日以降は、年金受給可能な最低年齢は55歳、それ以前は50歳であった。
- ◆ 若い年齢で受給が開始された場合、制度で定める最低受給可能年齢の差1年当り2.5%ずつ生涯非課税限度額が減額される。若い年齢での受給開始と生涯非課税限度額の関係は以下の通りとなる。

(出所) イギリス政府「Simplifying the taxation of pensions: the Government's proposals December 2003 (HM Treasury)」および「The Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004 (National Audit Office)」を参照して作成した

【参考④】生涯非課税限度額に関する補足 ②

- ◆ 若い年齢で受給が開始された場合、制度で定める最低受給可能年齢の差1年当り2.5%ずつ生涯非課税限度額が減額される。若い年齢での受給開始と生涯非課税限度額の関係は以下の通りとなる。

【若年齢からの受給による生涯非課税限度額の減少】

- ✓ ある被用者は年金受給開始が35歳から可能であった。
- ✓ 当該被用者は35歳の誕生日到達直後に年金の受給を開始することになり、その時点での年金原資は $\text{£}1,000,000$ であった。
- ✓ 当該制度の最低受給可能年齢は50歳に設定されていたため、生涯非課税限度額は「 $35\% (= 2.5\% \times 14)$ 」減額される。
- ✓ その時点の生涯非課税限度額が $\text{£}1,500,000$ であったとすると、当該被用者の生涯非課税限度額は「 $\text{£}975,000 (= \text{£}1,500,000 \times (1 - 35\%))$ 」($\text{£}25,000$ はペナルティ対象)。
- ✓ この結果、非課税で受給可能な支給開始時一時金(年金原資の25%)も生涯非課税限度額の25%である $\text{£}243,750$ となる。
- ✓ その後、BCEが発生した場合も「35%」減額された生涯非課税限度額が適用され、かつ、使用割合で生涯非課税限度額が管理されるため、生涯非課税限度額は全額使用済みと判定される。

(出所) イギリス政府「Simplifying the taxation of pensions: the Government's proposals December 2003 (HM Treasury)」および「The Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004 (National Audit Office)」を参照して作成した

【参考⑤】 登録年金制度

- ◆ 登録年金制度は、2004年金融法により税制優遇を受けることのできる制度であり、税務申告を含む年金制度の管理・運営に責任を持つ「制度管理者(Scheme Administrator)を置く必要がある。
- ◆ 登録年金制度において、制度管理者が不在となったとき、制度管理者が重大な納税上の錯誤を生じさせた場合、制度運営上の重要な情報に誤りがあったとき、制度からの給付が適正に行われなかったとき等の事情が発生したときは、イギリス歳入庁が登録を取り消すことがある。
- ◆ 2006年4月5日時点で税制適格であった年金制度に関しては、2006年4月6日以降も「登録年金制度」に自動的に移行した。
- ◆ 2004年4月5日時点の主な税制適格の要件は以下の通り
 - ① 受給権付与に必要な期間が2年以内であること
 - ② 年金額は被用者の最終給与の2/3以内であること
 - ③ 一時金給付は被用者の最終給与の3/80に加入年数を乗じた額以内であること
 - ④ 年金支給開始年齢は50歳以上75歳以下であること
 - ⑤ 事業主が必ず掛金を負担し、被用者負担掛金は給与の15%以内であること

(出所) イギリス政府「Pension Tax Manual PTM031100」を参照して作成した

【参考⑥】 適用除外制度の概要（1）

- ◆ 公的年金制度で本格的な報酬比例年金は1975年社会保障法によって設けられたが、報酬比例年金創設当時、十分な給付水準（40年加入で最終給与の2/3が目安）の職域年金の対象者は適用対象外（適用除外）とされた
- ◆ 適用除外の場合、事業主負担分保険料は3.4%、被用者保険料は1.4%減額される（リベート）
- ◆ 1986年社会保障法によって、DCの職域年金制度と個人年金制度（DC）が適用除外の対象となった（DC・個人年金のリベートは年齢階層に応じてDCは3.3%～9.0%、個人年金は3.6%～9.0% 2001課税年度）
- ◆ 個人年金制度を含むDCは2012年4月から適用除外制度の対象外となり、2016年4月から報酬比例の公的年金が廃止されたことに伴い、適用除外制度そのものが廃止となった
- ◆ ただし、適用除外期間の年金は「適用除外」であった職域年金制度等から支給される
⇒ 日本の代行返上とは異なる

（出所）PPI「Pensions Primer 2012」、厚生年金基金連合会（現 企業年金連合会）「海外の年金制度」等

【参考⑥】 適用除外制度の概要（2）

適用除外の要件は時期によって異なるが、年間非課税限度額・生涯非課税限度額の導入が検討されていた時期(2000年頃)の概要は以下の通りである。

◆ DB職域年金制度の適用除外の要件

- ① 本人に一定以上の終身年金を支給すること
- ② 遺族年金は本人の年金額の1/2以上であること
- ③ 年金は実質価値が維持されること
- ④ 年金支給開始は公的年金の支給開始年齢以下であること

◆ DC職域年金制度の適用除外の要件

リベート以上の掛金を支払うこと、および、DB職域年金制度の適用除外要件の②～④を満たすこと

◆ 個人年金制度の適用除外の要件

DC職域年金制度の適用除外の要件と基本的には同様であるが、年金支給開始年齢は55歳以上75歳以下であることが必要である

(出所) PPI「Pensions Primer 2012」、厚生年金基金連合会(現 企業年金連合会)「海外の年金制度」等



END

本資料の著作権は当研究所に帰属します。テキスト等の引用や転用については当研究所同意の上、出典を明記してのご利用をお願いします。

© 2020 年金総合研究所